

兵庫県公報

令和3年7月1日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

	ページ
○ 兵庫県知事選挙の期日	1
○ 兵庫県知事選挙の選挙長及び同職務代理者の選任	1
○ 兵庫県知事選挙の選挙長の職務を行う場所	1
○ 兵庫県知事選挙の選挙会の日時及び場所	2
○ 政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	2
○ 選挙運動に関する支出金額の制限額	2
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	2
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	2

兵庫県知事選挙選挙長告示

○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	4
------------------------	---

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、兵庫県知事選挙を令和3年7月18日に行う。

令和3年7月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

兵庫県選挙管理委員会告示第58号

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和3年7月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

- 選挙長
佐用郡佐用町大垣内823番地
石堂 則 本
- 選挙長の職務を代理すべき者
明石市東藤江1丁目5番30号
梅田 孝 雄

兵庫県選挙管理委員会告示第59号

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）第7条の規定により、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

令和3年7月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

- 令和3年7月1日

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館地下1階 南側会議室

2 令和3年7月2日以降

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第60号

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和3年7月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

- 1 日 時 令和3年7月20日 午後2時
- 2 場 所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第61号

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、候補者の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和3年7月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

- 1 日 時 令和3年7月1日 午後6時
- 2 場 所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第62号

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は56,429,600円である。

令和3年7月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本



兵庫県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和3年7月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	92,085
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	675,528



兵庫県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和3年7月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	58,393
神戸市灘区	36,323
神戸市中央区	37,270
神戸市兵庫区	30,279
神戸市北区	60,332
神戸市長田区	26,459
神戸市須磨区	45,070
神戸市垂水区	60,737
神戸市西区	66,880
姫路市	140,033
尼崎市	129,687
明石市	84,219
西宮市	133,422
洲本市	12,294
芦屋市	26,714
伊丹市	56,139
相生市	8,132
豊岡市	22,458
加古川市	73,627
たつの市及び揖保郡	30,436
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	22,233
西脇市及び多可郡	16,942
宝塚市	64,873
三木市	21,521
高砂市	25,029
川西市及び川辺郡	52,641
小野市	13,189
三田市	30,977
加西市	12,174
丹波篠山市	11,455
養父市及び朝来市	14,908
丹波市	17,701
南あわじ市	13,114
淡路市	12,374
宍粟市	10,435
加東市	10,806
加古郡	18,081
神崎郡	11,722
美方郡	8,883

兵庫県知事選挙選挙長告示

兵庫県知事選挙選挙長告示第1号

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和3年7月1日

兵庫県知事選挙

選挙長 石 堂 則 本

1 日 時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（候補者から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

令和3年7月15日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（候補者から届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

令和3年7月15日 午後6時10分

2 場 所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室